

大きな**災害**が起きた時

ごみはどこに

出せばいいの？



～1日も早い復旧のための取組～

災害ごみは1日でも早く家から出したい…けれど!!

- ・無秩序なごみ捨ては**衛生・治安・時間**を奪う！
- ・市が仮置場を開設するのに**3日**はかかる！
- ・いち早い復旧のキーポイントは**地域の協力**！



臨時集積所

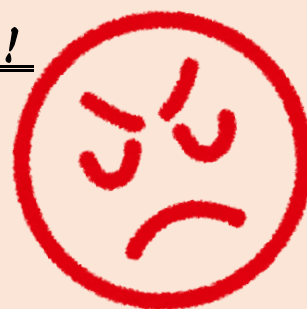
地域で**災害ごみの集積所**
を**決めて**おこう!!



重要!

勝手なごみ捨ては多くの問題を引き寄せる!!

- ・勝手なごみ捨ては**犯罪行為**（不法投棄）
- ・地域外の人や悪徳業者が入り込みごみを捨てていく
- ・ゴチャゴチャのごみは撤去に時間がかかる
- ・廃棄物からの**悪臭・火災・泥棒**など**二次被害**が発生



事前に**集積所**を決めていればいい事だらけ!!

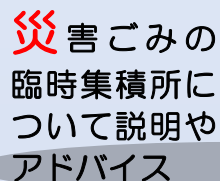
- ・いち早くごみ片付けを開始できる！
- ・**市からの支援が充実**する！
（看板等の物的支援、市職員によるサポート）
- ・素早いごみ撤去の開始により地域がきれいに！
- ・集積所は、ごみ撤去後に**市が土地をきれいに回復**！



地域の臨時集積所選定から利用後までの流れ

住民主体の取組み

市の取組み



スタート

所有者等に災害時の土地利用許可を得る



届出①



市役所に災害ごみの臨時集積所を届け出る
※写真・地図を忘れずに！

災害発生

片付けスタート



地域住民の判断で臨時集積所を開設
開設したら市役所に報告 ※写真忘れずに！

届出②



報告確認



現地確認



地域住民が協力して臨時集積所を運営
(分別・警備・管理等)

必要に応じて市が支援実施

看板等必要物支給(物的支援)
ごみ収集やパトロール等手配(サポート)



仮置場の選定

地域住民の判断で臨時集積所を閉鎖し市役所に報告



届出③



報告確認



仮置場の開設

所有者等に土地を返還



最初にもらった写真のとおり土地を回復



ごみ収集や清掃の手配

廃棄物の処理開始



臨時集積所管理の **チェック** ポイント



チェック その 1 臨時集積所を開設前に

- ☐ 個人物はしっかり片付け → 災害ごみと間違えられないように！
- ☐ 開設前の状況をしっかり**写真撮影** → **メモ**を確認！
- ☐ 臨時集積所をしっかりとレイアウト → 4ページを確認！

メモ

- 臨時集積所閉所後に、市がごみ回収・土地の原状回復を行うため、開設前の状況が分かる写真が必要です。土地にある動かさない敷設物など、後の回復のために写真はこまめに撮ってください。



チェック その 2 臨時集積所の開設中に

- ☐ 役割をしっかりと分担 → 見回りや連絡等の役割は事前に確認！
- ☐ ごみはしっかりと**分別** → 4ページを確認！
- ☐ 臨時集積所の利用者をしっかりと確認 → **メモ**を確認！

メモ

- 予め決めた人以外の臨時集積所利用を認めると歯止が効かず、次々とごみが持ち込まれ管理しきれない、などのトラブルが予想されます。
臨時集積所は誰が利用するか地域住民でしっかり把握して、外から来た人の利用はハッキリ断りましょう！

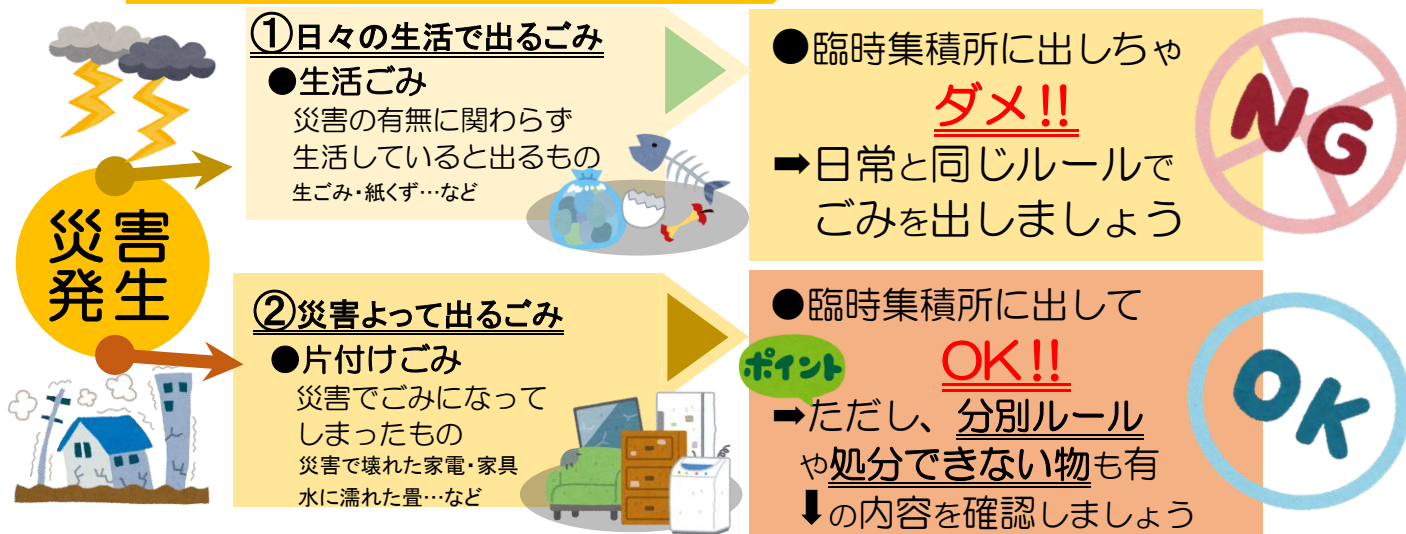


チェック その 3 臨時集積所の閉所時に

- ☐ 市が土地の回復をした後はごみが出されないよう
しっかりと**管理** → 以降は市開設の仮置場を活用
- ☐ 所有者等が土地をしっかりと確認 → 土地の返還完了

臨時集積所で集めるごみは？

災害ごみになる物・ならない物



臨時集積所で必要な災害ごみの分別！

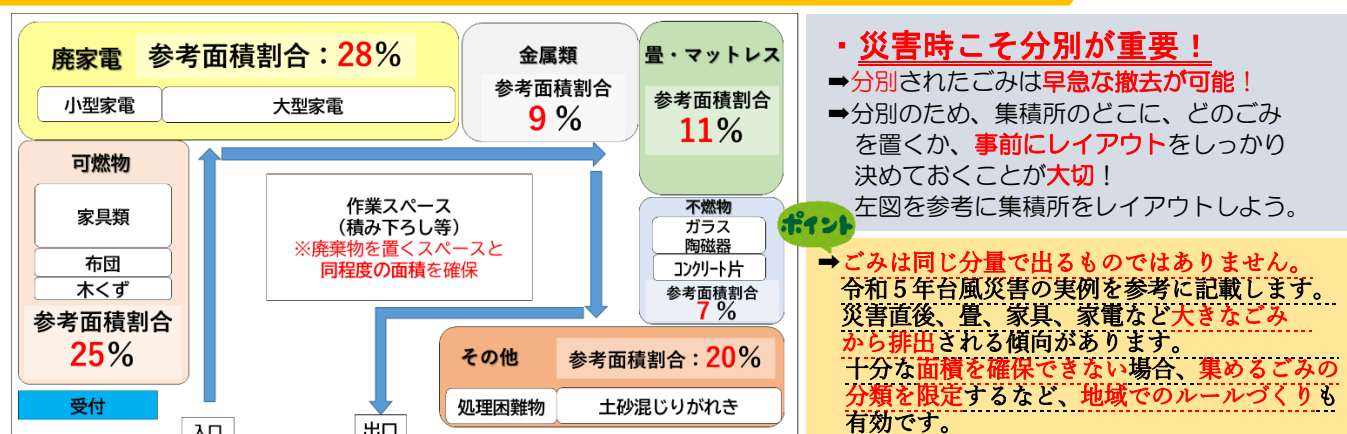
この分別はあくまで地域臨時集積所において求められる分別です。
市指定の仮置場ではより細かな分別が求められるので注意してください。

必ず分別	可能な分別(注意点)
可燃ごみ	汚れた衣類・木製家具・流れ着いた木枝など
不燃ごみ	ガラス・陶器類・コンクリート片・レンガ・瓦など
廃家電	テレビ・冷蔵庫・電子レンジなど(乾電池・バッテリーは必ず外す→火災の恐れ有)
金属類	なべ・フライパンなど
畳・マットレス	マットレス・畳(水に濡れた畳は火災の恐れ有り、風通しを確保し蓄熱しないよう注意)
その他	土砂混じりがれき・消火器・バッテリーなど(バッテリー等を集める際は火災に注意)

臨時集積所に出しちゃダメなもの

日常生活で出るごみ・腐敗、臭気を伴うごみ(生ごみ、紙おむつなど)・危険物(農薬、ガソリン、ガスボンベなど)
事業所から出たごみ(店舗兼住宅は住宅部分からでたものなら例外でOK、事業に関係した物は廃業していてもダメ)
容量、重量、長さが著しく大きいごみ(耐火金庫、タイヤ、ドラム缶など)・登記、登録あるごみ(自動車など)

臨時集積所のレイアウトを考えよう！



問い合わせ先:いわき市役所生活環境部資源循環推進課
T E L:0246-22-7559 F A X:0246-22-7599
E-Mail:shigenjunkansuishin@city.iwaki.lg.jp